

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
(令和 6 年 11 月分)

R 6 . 12 . 10

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- 1 令和 6 年 11 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	作業員の負傷 (共用)	6.11.1	伊方発電所構内において、作業員 1 名が負傷した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷の程度：左肩脱臼疑い ・ 意識の有無：有 ・ 計画外被ばくの有無：無 ・ 汚染の有無：無 ・ 作業の状況： 車両通行用ゲートの操作中に左肩を脱臼した模様 <p>このため、当該作業員は協力会社社有車にて病院に搬送し診察及び処置を受け、「左肩関節脱臼」と診断され、その後入社した。</p>	外	×	今回公表
C	電気出力の瞬間変動 (3号機)	6.11.9	系統ショックにより、伊方発電所 3 号機で瞬間的な電気出力の変動が発生した。 変動は瞬時に復帰しており、現在は安定して運転している。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	外	×	今回公表
C	電気出力の瞬間変動 (3号機)	6.11.9	系統ショックにより、伊方発電所 3 号機で瞬間的な電気出力の変動が発生した。 変動は瞬時に復帰しており、現在は安定して運転している。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	外	×	今回公表
B	外部電源に係る運転上の制限の逸脱 (3号機)	6.11.9	20 時 30 分、伊方発電所 3 号機において外部電源の独立性を有していないことを確認した。 これにより、同時刻に、原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと判断した。 その後、外部電源の独立性を有していることが確認できたため、21 時 7 分、運転上の制限の逸脱から復帰し、通常状態に復旧した。 本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。	外	×	公表済

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	作業員の負傷 (3号機)	6.11.15	<p>伊方発電所3号機総合排水処理装置建屋において、作業員1名が負傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷の程度：顔及び右手から出血 ・意識の有無：有 ・計画外被ばくの有無：無 ・汚染の有無：無 ・作業の状況： <ul style="list-style-type: none"> 伊方発電所3号機総合排水処理装置建屋の階段を移動中に転倒し、顔及び右手から出血した模様 <p>このため、当該作業員は協力会社社有車にて病院に搬送し診察を受け、「右眼球打撲傷・眼窩底骨折」と診断された。 その後、当該作業員は11月19日出社した。</p>	外	×	今回公表
C	火災感知器の誤作動 (3号機)	6.11.28	<p>伊方3号機原子炉補助建屋屋上の補助建屋給気ガラリに設置する火災感知器が作動し、3号中央制御室に火災発生を示す信号が発信したことから、消防署へ連絡した。</p> <p>当直員が現地確認を行い、炎や発煙等がないことを確認した。</p> <p>調査の結果、補助建屋給気ファンを作業のために停止していたことから、補助建屋給気ガラリ内に設けている補助建屋の給気を加温するためのヒータにより空気が加熱され、ヒータ上部に設置している当該火災感知器周辺の温度が高くなり、作動したものと推定した。</p> <p>なお、現在はヒータを加熱する蒸気の通気を停止し、火災発生を示す信号のリセット操作を行い、通常状態に復旧した。</p> <p>また、消防署が現地にて火災ではないことを確認した。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	今回公表

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。